

令和 7 年 10 月

お 客 様 各 位

一般財団法人富山県建築住宅センター

令和 7 年 4 月 1 日以降に工事着手した場合の完了検査申請時の書類等について

- 改正後の建築基準法第 6 条第 1 項**第 3 号**に該当し、法第 7 条の 5 の検査の特例規定を適用する建築物 ※令和 7 年 3 月末日までに着工した旧 4 号建築物も該当

各検査申請時に、次の工事写真の添付が必要です。 ※従来通り

- ・基礎配筋工事終了時の写真
- ・構造耐力上主要な部分の工事完了時の写真
- ・屋根小屋組みの工事終了時の写真

- 改正後の建築基準法第 6 条第 1 項**第 2 号**に該当する建築物

完了検査申請又は検査時に、次の書類等の提出又は準備（提示等）が必要です。

○申請時に提出を求める書類等

- ・省エネ適判等に要した図書及び種類
（※詳細は、別添「完了検査申請時の省エネ図書について」参照）
- ・省エネ計画に係る軽微な変更説明書
- ・省エネ基準工事監理報告書
- ・工事監理・工事状況報告書【チェックリスト】（※センターHP 様式集掲載）
※提示する書類等の内容チェックの上、添付

○検査時に提示等を求める書類等

- （※上記工事監理・工事状況報告書【チェックリスト】の内容）
- ・工事写真等
 - ・各種材料の品質、規格等の確認できる証明書等
 - ・地盤改良他当該工事の施工報告書等
 - ・設備機器等の納入仕様書等

※中間検査時の書類等については、申請書及び工事監理・工事状況報告書【チェックリスト】内の工事写真の一部の提出又は準備（提示等）が必要です。

別添 【完了検査申請時の省エネ図書について】

完了検査申請時の省エネ適合図書【別紙】の提示について、以下の点に留意してください。

完了検査 申請方法	省エネ適合等 申請先機関	省エネ適合 関係書類	検査後の手続き
電子申請	当センター	添付不要※ ¹	
	他機関	PDF データ※ ² を チャット画面に添付	当センターで PDF データ※ ² 削除
紙面申請	当センター	添付不要※ ¹	
	他機関	紙書類※ ³ にて添付	検査済証に 添えて返却※ ⁴

※¹：当センターへの申請時の省エネ関係図書を使用するため
(建築主の使用同意のある場合)

※²：他機関で省エネ適合を受けた副本等（関係する部分の図書等）の PDF データ
☆圧縮ファイルでの添付も可
(1 ファイル 150MB を超えると添付送付できないため、その場合はデータを分けて添付)

※³：他機関で省エネ適合を受けた副本等を準備

※⁴：方法は、原則窓口にて、検査済証の受け渡しと併せて返却

注¹) 電子申請での手続きにおいて、省エネの軽微な変更の書類（通知書等）については、完了検査申請書等と同様にファイル一覧に添付してください。

注²) ファイル一覧とチャット画面の例を以下に明示しますので、添付先を確認の上、手続きをしてください。

(例)



別紙

省エネ適合図書（適判に係る完了検査における提出書類）

○サイズ：基本 A4 判

○提出部数：1 部

図書の種類		備考
※完了検査申請書		
○省エネ適判等に要した図書及び種類		返却
①省エネ適判を受けた場合	省エネ適判に要した図書及び書類一式（副本）	
②設計住宅性能評価を受けた場合	設計住宅性能評価に要した図書及び書類一式 ・ <u>設計住宅性能評価申請書、設計内容説明書、計算書及び図書等（エネルギー消費性能に係るものに限る）</u>	※変更があった場合は、変更評価書を添付の上、変更に係る左記書類を提出
③建設住宅性能評価を受けた場合	検査報告書又はその写し	
④長期優良住宅認定又は確認を受けた場合	認定等に要した図書及び書類一式 ・ <u>長期優良住宅認定申請書又は長期使用構造である旨の確認申請書、設計内容説明書、計算書及び図書等（エネルギー消費性能に係るものに限る）</u>	※変更があった場合は、変更認定書等を添付の上、変更に係る左記書類を提出
⑤省エネ適判通知書と同等の認定通知書等を受けた場合	認定等に要した図書及び書類一式	
※軽微な変更説明書	省エネ計画等の変更があった場合、その内容が建築基準法施行規則第3条の2に規定する軽微な変更該当することを説明したもの	添付
※省エネ基準工事監理報告書		添付
※工事監理・工事状況報告書【チェックリスト】	提示する工事写真、施工関連図書等の一覧 (センター参考様式)	添付